

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	喫煙可能室設置施設届出一覧	
行政機関等の名称	大阪市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康局健康推進部健康づくり課	
個人情報ファイルの利用目的	健康増進法に規定される喫煙可能室の届出状況を確認するために利用する。	
記録項目	1受付日、2受付者、3届出の手段、4客室面積、5府条例による規制の該当性、6施設名称、7施設所在地、8車両番号 船舶番号、9営業許可番号、10営業許可日、11管理権原者の氏名または名称、12代表者（管理権原者が法人の場合のみ）、13管理権原者の住所、14変更内容、15変更日、16廃止理由、17廃止日	
記録範囲	届け出られた施設の管理権原者（管理権原者が法人の場合、その法人の代表者）	
記録情報の収集方法	届出者からの喫煙可能室設置施設に係る届出書	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）総務局行政部行政課（情報公開グループ）	
	（所在地）〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備 考	健康増進法の規定上喫煙可能室を設置できるのは飲食店のみであり、記録項目にある営業許可とは、食品衛生法に係る許可のこと	